

○厚生労働省告示第百四十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十二日

厚生労働大臣 細川 律夫

- | | | | | |
|---|---|---|---|---|
| (461) 第八号中
デスフルラン | (509) 第八号中
トラマドール塩酸塩・アセトアミノフェン | (598) 第八号中
パンクレリパーゼ | (785) 第八号中
ミチグリニドカルシウム水和物・ボグリボース | (864) 第八号中
リバスチグミン |
| (504)を(507)とし、
(459)から(503)までを
(462)から(506)までとし、
(458)を(460)とし、
その次に次のように加える。 | (592)を(596)とし、
(506)から(591)までを
(510)から(595)までとし、
(505)を(508)とし、
その次に次のように加える。 | (778)を(783)とし、
(594)から(777)までを
(599)から(782)までとし、
(593)を(597)とし、
その次に次のように加える。 | (856)を(862)とし、
(780)から(855)までを
(786)から(861)までとし、
(779)を(784)とし、
その次に次のように加える。 | (903)を(910)とし、
(858)から(902)までを
(865)から(909)までとし、
(857)を(863)とし、
その次に次のように加える。 |

- | | | | |
|-----------------------|---|----------------------|--|
| (108) 第八号中
エスタロプラム | (125) をとし、
(126) とし、
(108) から
(124) までを
(109) から
(125) までとし、
(107) の次に次のように加える。 | (128) 第八号中
エドキサバン | (457) をとし、
(459) とし、
(127) から
(456) までを
(129) から
(458) までとし、
(126) を
(127) とし、その次に次のように加える。 |
|-----------------------|---|----------------------|--|